

盛岡広域振興局長告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年7月26日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割144番1の一部、145番1の一部、146番1の一部、147番1の一部、148番1の一部、148番2の一部、149番1の一部、150番1の一部、151番1の一部、152番1の一部、153番1の一部、154番1の一部、182番の一部、183番、184番、185番、186番、187番1、187番2、188番、189番、190番、191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番、199番1の一部及び216番の一部並びに第5地割103番の一部、104番、107番、108番1、108番2、109番1、109番2、110番、111番、115番の一部、116番、117番、118番、119番、120番の一部、121番、122番、123番、124番、125番1の一部及び316番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市菜園一丁目11番4号 樋下&タイキ合同会社